

令和6～8年度の介護保険料は、**基準月額5,300円**

介護保険料は、計画期間における3年間に必要になると見込まれる介護サービス費を算出し、被保険者の推移などを行い決定します。

第1号被保険者の負担割合(23%)が引き続き据え置かれたことや、所得段階の見直しや介護保険に係る準備基金の取り崩しを行ったことで、令和6～8年度の介護保険料は基準月額5,300円で据え置きすることになりました。

■第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別保険料

| 所得段階  | 対 象                                                                                       | 負担割合             | 年額保険料                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------|
| 第1段階  | ・生活保護の受給者<br>・本人と世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者<br>・本人と世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入額+合計所得金額等が80万円以下の方 | (0.455)<br>0.285 | (28,940円)<br>18,130円  |
| 第2段階  | 本人と世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入額+合計所得金額等が80万円より大きく120万円以下の方                                    | (0.685)<br>0.485 | (43,570円)<br>30,850円  |
| 第3段階  | 本人と世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入額+合計所得金額等が120万円より大きい方                                           | (0.690)<br>0.685 | (43,890円)<br>43,570円  |
| 第4段階  | 本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる方のうち、前年の公的年金等収入額+合計所得金額等が80万円以下の方                                | 0.900            | 57,240円               |
| 第5段階  | 本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる方のうち、前年の公的年金等収入額+合計所得金額等が80万円より大きい方                              | 1.000<br>(基準)    | 63,600円<br>(月額5,300円) |
| 第6段階  | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方                                                             | 1.200            | 76,320円               |
| 第7段階  | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方                                                      | 1.300            | 82,680円               |
| 第8段階  | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方                                                      | 1.500            | 95,400円               |
| 第9段階  | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方                                                      | 1.700            | 108,120円              |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方                                                      | 1.900            | 120,840円              |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方                                                      | 2.100            | 133,560円              |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方                                                      | 2.300            | 146,280円              |
| 第13段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方                                                             | 2.400            | 152,640円              |

※第1～3段階の( )内の数字は軽減前の負担割合と年額保険料

・所得段階が見直しされました

国の制度改正によって、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、所得段階が10段階から13段階に見直しされました。

このため、市民税非課税世帯の負担割合を引き下げ、また一部の所得の高い人の負担割合を引き上げて、一部の所得段階で保険料額を変更しています。

・低所得の方の保険料が軽減されます

第1～3段階の保険料は、国・県・市の公費による軽減が行われます。

令和6年度の年間保険料は、7月中旬に送付する介護保険料納入通知書によりお知らせします。年金からの天引きでなく、口座振替も申請されていない普通徴収の方は、納付書払いで納期限までの納入をお願いします。

■問い合わせ／長寿支援課介護保険係 ☎088-880-6556

# 南国市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定しました

南国市では、平成12年の介護保険制度の創設以降、3年間ごとに「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、介護予防や要介護状態の重度化防止、地域包括ケアシステム(※)の構築に取り組んできました。

このたび、第8期の計画期間満了に伴い、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「南国市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」を策定しました。

計画書は、市のホームページや長寿支援課でご覧いただけます。  
※医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される仕組み



## 第9期計画の概要

- **基本理念**／いきいき安心 福祉のまちづくり  
団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えて、「いきいき安心福祉のまちづくり」を基本理念に、地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。
- **基本方針**／高齢になっても自分らしく望む生活が実現・継続できる
- **新規重点取組**／**南国市リエイブルメントパッケージ**  
リエイブルメントには、「再びできるようになる」という意味があります。  
加齢や疾病などで一度心身機能が低下しても、元の生活(自らが望む自分らしい生活)に戻ることを目指した一連の仕組みを「南国市リエイブルメントパッケージ」として、重点的に取り組みます。

## 南国市リエイブルメントパッケージ ～元の生活に戻ることを目指して～

### ①介護相談窓口(長寿支援課)



生活での困り事や身体の状態をお聞きた上で、介護保険認定の必要性を提案します。地域包括支援センターによる早期の関わりが必要な方は、早めにつなぐことで適切な支援を行います。

### ②訪問アセスメント



介護サービスのプロであるケアマネジャーなどトリハビリ専門職が自宅を訪問し、生活の様子や身体の状態を確認。  
**元の生活を取り戻すための適切な目標を提案します。**

### ③短期集中予防サービス ～オーダーメイドの通所サービス～



サービス利用日以外の自宅での過ごし方や現状の課題や今後の目標を話し合う面談を中心とした3カ月間のサービスです。アセスメントで設定した目標を達成し、サービス終了後、自信を持って「元の生活に戻る」ことを目的としています。

短期間で機能・自信を回復し地域へ

### ④社会のつながりの場 ～やりたいことを自分で選ぶ～



高齢者の生きがいと健康維持のための社会参加の場を整備し、高齢者を含む地域の全ての人が「お互いに支え合える」仕組みです。地域活動だけでなく、趣味活動やスポーツ、ボランティアや就労など、好きなことを自分で選択し、自信を持って地域で生活してもらいます。